

期 日 指 定 定 期 預 金 規 定

<自動継続以外>

1. (預金支払時期等)

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、通帳または証書記載の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前項による満期日の指定がない場合は、通帳または証書記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 第2項により定められた満期日から1か月間経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定はなかったものとし、指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来した時も同様とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
通帳または証書記載の「2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
通帳または証書記載の「2年以上」利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を「定期預金等共通規定」第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および「定期預金等共通規定」第3条第4項の規定により解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、計算した結果が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率とします。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×20%
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×30%
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×30%
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×50%
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×50%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以 上
(令和3年10月1日改定)

